

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定及び大紀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第13号)第9条に基づき、本町に指定管理者選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 選定審議会は、町長等の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 指定施設の指定管理者の募集要項の策定に関する事項
- (2) 指定施設の指定管理者の選定に関する事項
- (3) 指定管理者に指定されたものと締結する協定書に関する事項

(組織)

第3条 選定審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町内の公共的団体の役員
- (2) 学識経験者
- (3) 町の職員
- (4) 町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 選定審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選定審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 選定審議会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定審議会の庶務は、指定施設を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、選定審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。